

# 家族介護慰労金支給事業

介護保険サービスを利用せずに、要介護者を在宅で介護しているご家族に慰労金を支給し、介護者の身体的、精神的並びに経済的な負担軽減を図り、要介護者の在宅生活の向上を目指します。

## 1. 対象要件

- 要介護4～5(相当含む)と認定された40歳以上の方を在宅介護する家族
- 要介護者と介護者が住民税非課税世帯であること
- 要介護者に介護保険料の未納がないこと
- 申請日より1年間介護保険サービスを利用しておらず、また3か月以上の入院がないこと

\*年間10日以内のショートステイの利用、福祉用具の貸与、特別福祉用具の購入または住宅改修の利用があっても申請可能です。

## 2. 慰労金

- 介護者1人につき、家族介護慰労金(10万円)を、年1回支給します。



## 3. サービスの流れ

- ① 申し込み** うるま市役所介護長寿課へお越しください。  
支給申請の手続きを行います。  
【提出書類】 ①申請書 ②相談受付票 ③介護者名義の預金通帳の写し
- ② 訪問調査** 市担当者が訪問し、要介護者の身体状況や、生活状況の確認を行います。
- ③ 支給判定** 申請や訪問調査等をもとに審査し、慰労金の支給(却下)を決定のうえ、介護者へ通知文書を送付します。
- ④ 支給** 支給決定された場合、介護者の口座へ慰労金を支給します。

～ お問い合わせ先 ～

うるま市役所 介護長寿課 高齢者福祉係 ☎973-3208